

内閣参考第三三三号

昭和二十四年三月二十九日

参議院議長 松平恒雄殿

内閣総理大臣 吉田茂

参議院議員小林勝馬君提出遞信省訓練所の設置状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小林勝馬君提出遞信省訓練所の設置状況に關する質問に対する答弁書

遞信省訓練所の設置状況

一、訓練所の名称、場所並びに規模等(昭和二十四年三月二十日現在)

(遞信講習所官制は、客年八月一日遞信職員訓練法の施行と共に廃止されたが、遞信省の機構改正迄便宜從來の名称を用いている)

名 称	所 在 地	規 模 (收容可能人員)	收 容 予 定 の 各 科 名
	校 舎 寄 宿 舎		
高等遞信講習所	東京都東村山町	二、四〇〇	一、一二五 外信營業、電波関係各科
東京普通遞信講習所	東京都麻布廣尾町	七六〇	二六〇 普通電信、特殊通信、電話
同 高崎支所	高崎市	二四〇	一一〇 普通電信
同 石和支所	山梨縣東山梨郡岡部村	二〇〇	九〇 普通電信
長野普通遞信講習所	長野市	四八〇	一六五 普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
同 古屋講習所	愛知縣鳴海町	五六〇	五三五 郵便各科
同 鈴鹿支所	鈴鹿市	四五〇	普通電信、特殊通信、電話 各科

金沢普通遙信講習所	金沢市	二六〇	三三〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
大阪普通遙信講習所	京都市右京区太秦	三〇〇	五四〇	普通電信、特殊通信、電話 各科
同 淀支所	京都府久世郡御牧村	三〇〇	三五〇	普通電信
同 兵庫支所	兵庫縣加古郡神野村	三〇〇	三〇〇	同
廣島普通遙信講習所	廣島市	七一〇	七二〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
四國普通遙信講習所	香川縣善通寺町	五二〇	三九〇	普通電信、特殊通信、電話 各科
熊本普通遙信講習所	熊本市	六〇〇	六七〇	普通電信、特殊通信、電話 各科
同 筑後支所	福岡縣八女郡岡山村	二三〇	二〇〇	普通電信、特殊通信、電話 郵便各科
同 大分支所	大分市	一七〇	一〇〇	普通電信
仙台普通遙信講習所	仙台市	五六〇	二七〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科
同 大湊支所	青森縣大湊町	六〇〇	二〇〇	普通電信
札幌普通遙信講習所	札幌市	四五〇	一五〇	普通電信、特殊通信、電話 及び郵便各科、貯金、保險
同 八雲支所	北海道山越郡八雲町	二〇〇	一一〇	普通電信

東京郵政職員訓練所  
(仮称)

東京都國立

八〇〇

三三〇 郵便各科、貯金、保險

大阪郵政職員訓練所  
(仮称)

京都市伏見桃山

五五〇

二六〇 同

福岡郵政職員訓練所  
(仮称)

福岡市

一二五

六五 貯金、保險

鈴鹿電氣通信學園  
(仮称)

鈴鹿市

二、〇〇〇

二、〇〇〇

旧軍施設を利用、日下設當中四月下旬開校、差向き主として技術系統要員の訓練に使用の予定

## 二、訓練所の募集人員、定員、入所資格科目数

科 別

訓練期間 定員(予算) 招集人員

入 所 資 格

普通電信科 九ヶ月 二、五〇〇

予算成立せば各科共定員通り訓練実施の見込である。

特殊通信科 三ヶ月 一、〇〇〇

1 普通電信科卒業と同等以上の学力技能あること  
2 一年以上の実務経験を有する二十五歳以下の男子現職者  
3 和文タイプライター一級有資格者

外國電信營業科

三ヶ月

一〇〇

旧制中学卒業程度の学力を有し一年以上実務経験を有する男子電信業務現職者

電話交換監督科 三ヶ月 一、四四二

電話トライツク科 四ヶ月 五六七

一年以上の経験を有する電話交換監督運用中堅者

電話業務高等科 四ヶ月 一七八

一年以上の経験を有するトライツクの事務に経験ある中堅者

郵便第一次再訓練科 六ヶ月 二、二六〇

一年以上の電話の加入、料金、庶務等の事務に経験ある中堅者

同 第二次 同 六ヶ月 二、二六〇

郵便第一次再訓練科の事務に経験ある中堅者

貯金科 六ヶ月 二〇〇

郵便貯金業務の中堅者及び現場訓練担当者

保険科 六ヶ月 二〇〇

簡保業務の 同

(以下電波局関係)  
観測科 六ヶ月 三〇

一年以上電波觀測業務に從事した二級無線通信士又は二級通信技術者

検査科 六ヶ月 三〇

一年以上無線施設の検査に從事した二級無線通信士又は二級通信技術者

管理科 三ヶ月 一五

庶務、会計事務に経験ある三級官以下の者

業務研修科 六ヶ月 二〇

観測科、検査科又は管理科卒業者と同等以上の者

三、訓練所の訓練内容

科	目	時間数
普通電信科		
1 音響通信術	六四〇	
2 電信機通信術	三〇	
3 タイプライティング	一〇〇	
4 電信機械規	七〇	
5 電信法規	一〇〇	
6 通信地理	三〇	
7 事業概要	四〇	
8 事業英語	三〇	
9 会計大意	一〇〇	
10 実業講話	三〇	
11 科外講話	一〇〇	
特殊通信科		

科	目	時間数
1 印刷通信術	一三〇	
2 高速音響通信術	三〇	
3 特殊電信機器	四八	
4 電信法規	六〇	
5 電信業務	四〇	
6 事業業務	五四	
7 実業習習	三四	
8 科外講話	二二	
9 事業經營	四〇八	
10 電信法規	二二〇	
11 会計法規	二〇	
外國電信營業科		

時間数
二一〇
四〇

4 事 業 英 話 一〇〇  
 5 実 習 二八  
 6 科 外 講 話 一〇  
 計

電話トライック及び交換監督科

1 作 業 管 理 一〇〇  
 2 ト ラ フ ィ イ ッ ク 二八  
 3 事 業 統 計 一〇  
 4 勞 働 と 職 場 二八  
 5 電 話 機 器 一〇  
 6 電 話 法 規 一〇  
 7 交 換 サ ー ビ ス 一〇  
 8 事 業 英 会 話 一〇  
 9 練 習 及 び 科 外 一〇  
 計

四〇〇

八〇

計

郵便第一次再訓練科

五三〇

計

10 監 査 事 務 実 習 (ト ラ フ ィ イ ッ ク 科 に 限 る) 一ヶ月

電話業務高等科

1 電 話 法 規 一二〇  
 2 作 業 管 理 七〇  
 3 交 換 業 務 と ト ラ フ ィ イ ッ ク 三〇  
 4 事 業 統 計 三〇  
 5 事 業 会 計 三〇  
 6 サ ー ビ ス 七〇  
 7 勞 働 と 職 場 一〇  
 8 事 業 英 会 話 四〇  
 9 発 達 調 查 一〇  
 10 練 習 及 び 科 外 一〇  
 計

時 間 数

一〇〇

科 目

1 郵便事業概要	二〇〇	4 現場同	五〇
2 同	一〇〇	5 作業心理	一〇〇
3 同	規画	6 業務分析表	一〇〇
4 同	經理	7 公務員心得	八〇
5 服務概要	四〇	8 郵便事業現況	一〇〇
6 郵便地理	八〇	9 郵便法概說	二〇〇
7 事業英語	五五	10 事業經理大綱	二〇〇
8 特別講座	二〇	11 研究討論	一〇〇
9 見習	七五	計	三〇〇
計	三		

時間数

現 場 同

1 新訓練制度概要	三	1 遙信事業概論	一〇〇
2 訓練担当者心得	二	2 郵便爲替貯金事業法規	六〇
3 基礎訓練	三	3 郵便爲替貯金事業附帶業務概要	三〇
4 外國における爲替貯金事業概要	四	4 外國における爲替貯金事業概要	三〇
5 會計法規	二	計	三〇〇
計	三		

八

時間数

三〇〇

科 目

1 遙信事業概論	一〇〇
2 郵便爲替貯金事業法規	六〇
3 郵便爲替貯金事業附帶業務概要	三〇
4 外國における爲替貯金事業概要	三〇
5 會計法規	四〇
計	三〇〇

6 現金出納計算規程

(貯金支局に於ける計算事務を含む)

八〇

8 統計學

八〇

四〇

7 郵便爲替貯金事業經營論

三〇

9 保険數理

五〇

10 民法及び商法

八〇

11 実習

一〇〇

12 人事管理

二〇

13 外國に於ける保険概要

三〇

14 科外講話及び見学

一〇

8 人事管理論  
9 勞働講座  
10 回議文  
11 実習

三〇  
三〇  
六六〇  
三〇

12 人事管理  
13 外國に於ける保険概要  
14 科外講話及び見学

二〇  
三〇  
一〇

科  
保険科  
時間数

1 保險年金法令

六〇

科  
業務研修科  
時間数

2 保険學

八〇

科  
無線通信沿革史

三〇  
九〇

3 定法講話

三〇

科  
無線通信の現狀

四〇  
九〇

4 経濟學

八〇

科  
無線通信政策

四〇  
九〇

5 財政學

五〇

科  
内國電波法規

一〇〇  
一〇〇

6 保險事業經營

五〇

科  
國際電氣通信條約並びに附屬規則

六〇  
六〇

7 廣告宣傳學

四〇

科  
通信技術概論

一一〇  
一一〇

7	特殊電波應用技術	九〇
8	業務管理	七〇
9	置局計画論	三〇
10	業務英語	一〇〇
11	特別講義	一〇〇
	計	七六八
	技術研修科	
	科 目	時間数
1	電波規正技術	二〇
2	電波統計	二〇
3	通信施設技術基準	六〇
4	電波傳播及び空中線	七〇
5	特殊通信方式	五〇
6	高周波測定並びに方位測定	六〇
7	周波數標準並びに測定	七〇
8	高周波及び電波の特殊應用	八〇

9	無線通信業務概論	一〇〇
10	置局計画論	三〇
11	電波法令	九〇
12	業務英語	一〇〇
13	特別講義	一〇〇
	計	七六八
	検査科	
	科 目	時間数
1	内國電波法令	三六
2	外國電波法令	三六
3	検査心得	三六
4	送信装置の運用及び保守	七二
5	受信装置の運用及び保守	七二
6	電波傳播及び空中線	七二
7	各種測定法及び測定機器	三六
8	放送及び特別無線技術	三六

8	八〇
9	九〇
10	三〇
11	九〇
12	一〇〇
13	一〇〇
	五八
	七六八
	時間数

9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10	9
受信機(振幅変調周波數調)	送信機	標準電波傳播	電界強度測定	周波數測定	觀測業務	電波法令	視測業務	電波法令	特別講義	業務英語	通訊術	實驗實習
七二	四八	二四	三六	六〇	一三二	一〇八	八四	三六	三六	九六	二四	一九二
計												

9	8	7	6	5	4	3	2	1	13	12	11	10
受信機(振幅変調周波數調)	送信機	標準電波傳播	電界強度測定	周波數測定	方位測定(視覺式を含む)	觀測業務	電波法令	視測業務	特別會計概論	業務英語	通訊術	無線用特殊數學
七二	四八	二四	三六	六〇	一三二	一〇八	八四	三六	三六	九六	二四	一九二
計												

9	8	7	6	5	4	3	2	1	13	12	11	10
受信機(振幅変調周波數調)	送信機	標準電波傳播	電界強度測定	周波數測定	方位測定(視覺式を含む)	觀測業務	電波法令	視測業務	特別會計概論	業務英語	通訊術	無線用特殊數學
三八四	四八	二四	四八	四八	一四八	一四八	一四八	一三六	一三六	一三六	一三六	二四
計												

#### 四、訓練所訓練後の資格等の附與

訓練を終了したことによつて、別段資格等は附與していない。

#### 五、今後五年間の無線通信從事員需要数

今後五年間の無線從事員は、特別の事情の起らない限り年々無線局要員二〇〇名、電波観測所要員三〇名、計二三〇名程度を補充すれば充分と考えられる。従て、逓信省の訓練所において訓練を了えた者を検定試験等により採用するが如きことは、現在考えていない。